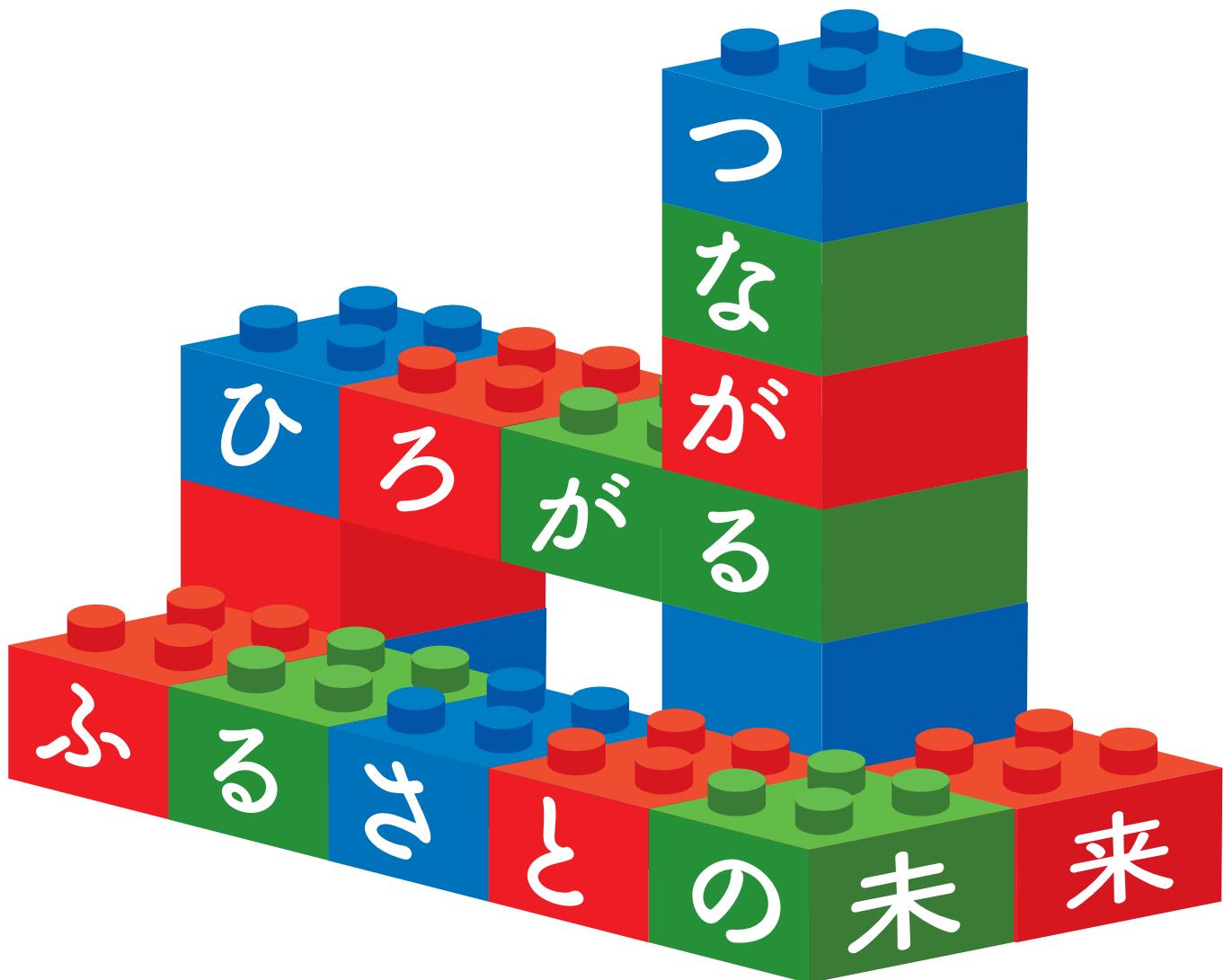


第5次嘉麻市教育アクションプラン

令和3年度～令和5年度 嘉麻市教育振興基本計画



2021年4月



ごあいさつ

現代社会は、グローバル化、少子高齢化、震災等による危機管理体制の構築など様々な課題を抱えており、私たちを取り巻く環境は、目まぐるしく変化をしています。

特に少子高齢化については、その進展により人口減少が加速しており、嘉麻市におきましても、全国平均を上回るスピードで人口が減少しております。

この「人口減少対策」は、まちづくりの指針となる「第2次嘉麻市総合計画」（2017年度～2026年度）でも喫緊の課題として位置付け、対策を講じているところです。

教育分野におきましては、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が令和3年2月に閣議決定され、令和3年度から5年間で小学校の1学級児童数を35人に引き下げることになりましたが、嘉麻市では、本計画に基づき、平成24年度からすでに小学校のみならず中学校を含めた全学年において、35人をさらに下回る30人以下の学級編成を行っており、児童生徒一人ひとりにきめ細やかな指導を行うなど、学校教育の充実を図ってまいりました。

また、コオーディネーショントレーニングの普及による生涯スポーツの推進や青少年健全育成、生涯学習教育の推進に努め、「ふるさとに誇りを持てる教育・文化のまちづくり」を進めております。

このたび、さらなる教育施策の充実と具体化を図ることを目的とし、第5次嘉麻市教育振興基本計画（第5次教育アクションプラン）を策定しました。

市民一人ひとりが豊かな人生を送るために、あらゆる機会において学習することができ、その成果を地域コミュニティへ活かせる「知の循環型社会」を推進してまいります。また、本市教育委員会が構築していく中学校区を基礎とする小中一貫教育と連携することにより、家庭・地域の教育力を高め、「ふるさと嘉麻」を胸に志を持ち、社会にはばたく子どもたちを育むため、教育委員会と一丸となり取組んでまいりますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。



令和3年4月

嘉麻市長 赤間 幸弘

計画策定にあたって

本市では、嘉麻市教育基本条例（平成22年9月30日 条例第16号）に定める7つの主要施策を柱とした『嘉麻市教育振興基本計画』（以下「嘉麻市教育アクションプラン」という。）を第2次から策定しております。

このたび、第4次教育アクションプランが、令和2年度を以て終了したことにより、第5期目となる『第5次教育アクションプラン（令和3年度～5年度）』を策定いたしました。

第4次教育アクションプランでは、学校が地域コミュニティの絆づくり、生きがいづくりの拠点としての役割を求められていることや、子どもの多様な課題を解決するためには、学校、保護者、地域の連携が必要不可欠であることなどから、学校が地域コミュニティの中核となって、地域の「人」との連携を図りながら、「郷土」の資源である「ひと」「もの」「こと」を活用し、「人と郷土で織りなす教育」の実現を目指して事業を展開してまいりました。

これを踏まえ、第5次教育アクションプランでは、学校と地域の連携をさらに推進するために、令和5年4月を目途に小中一貫教育の実現に向けた事業を展開してまいります。この事業は、中学校区を基礎とする小中一貫教育を行うことにより、子どもたちがつながり、コミュニティスクールを実施することで、地域と学校がつながります。そして地域と学校がつながることにより、地域の人々がつながり、地域の交流の輪が広がることで、地域コミュニティが活性化され、市民一人ひとりが心身共に健康で心豊かな生活を送ることができる「ふるさと嘉麻」の創生を目指すものです。

以上のことから、第5次教育アクションプランでは、目指す将来像を「つながる ひろがる ふるさとの未来」とし、令和3年度から5年度までの教育行政全般に関する課題目標及び行動計画を策定したものです。

引き続き本市教育委員会では、地域コミュニティの核である学校を中心に、学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割を担い、相互に連携、協力することで、ふるさと嘉麻の良さを知り、誇りをもって、市民一人ひとりが豊かな人生を過ごすことができるよう、教育行政の充実を推進してまいります。

令和3年4月

嘉麻市教育委員会

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1	趣旨	1
2	性格・期間	1
3	基本理念	1
4	主要施策	1
5	体系図	2

第2章 施策の展開

1	少人数指導等による学力向上	3
2	個性又は能力を育成する学校教育の充実	5
3	豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進	17
4	生涯学習の実現を目指す社会教育の推進	26
5	体力及び運動能力向上の推進	32
6	人権尊重精神を育成する教育の推進	37
7	市民文化の創造	40

第3章 資料

1	嘉麻市当初予算総額の内訳	45
2	教育費の当初予算推移	45
3	令和2年度嘉麻市当初予算に占める教育予算の割合	46
4	嘉麻市教育委員会事務局組織図	46
5	嘉麻市教育委員会事務局分掌事務	47
6	嘉麻市教育基本条例	50

第1章 計画策定の趣旨

1. 趣旨

この第5次教育アクションプランは、嘉麻市における教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定めるものであり、教育基本法第17条及び嘉麻市教育基本条例第6条の規定により定められる嘉麻市の教育振興基本計画です。

2. 性格・期間

この計画は、嘉麻市における教育の振興のための施策に関し基本的な事項を定めるものであり、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体の計画として位置づけるとともに、嘉麻市教育基本条例第6条に基づき、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和5年度（2023年度）を目標年度とする3か年を対象とします。

3. 基本理念

嘉麻市教育基本条例第2条に掲げる基本理念の下に、嘉麻市の教育行政を進めています。（※第3章 資料6参照）

4. 主要施策

主要施策は、嘉麻市教育基本条例第5条第2項に掲げるものとします。

- 1 少人数指導（1学級を30人以下の児童又は生徒で編成する等の指導形態をいう。）等による学力向上
- 2 個性又は能力を育成する学校教育の充実
- 3 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進
- 4 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進
- 5 体力及び運動能力向上の推進
- 6 人権尊重精神を育成する教育の推進
- 7 市民文化の創造

5. 体系図

【主要施策】	【施策の内容】
1 少人数指導等による学力向上	(1)確かな学力向上のための取組の推進
2 個性又は能力を育成する 学校教育の充実	(1)子どものニーズに応じる教育の充実 (2)社会の変化に対応する教育の充実 (3)信頼される教員の確保と研修の充実 (4)安心して学べる学校づくりの推進 (5)学校施設整備の推進 (6)地域に開かれた学校づくりの推進 (7)小中一貫教育への取組 (8)教育の機会均等の促進
3 豊かな人間性及び志をもって たくましく生きる力を培う 教育の推進	(1)道徳性と自立心を養う心の教育の充実 (2)健やかな心身をはぐくむ健康教育の充実 (3)家庭・地域・学校における読書活動推進 (4)いじめ・不登校問題等の解決に向けた体制の充実 (5)家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実 (6)男女共同参画教育の推進
4 生涯学習の実現を目指す 社会教育の推進	(1)生涯学習関係機関、団体との連携・協力体制の整備 (2)学習機会の提供及び学習成果の活用促進 (3)図書館の利用促進
5 体力及び運動能力向上の推進	(1)スポーツによる地域の活性化 (2)スポーツ環境の整備 (3)生涯スポーツの推進 (4)競技スポーツの推進
6 人権尊重精神を育成する 教育の推進	(1)学校教育における人権・同和教育の推進及び支援 (2)社会教育における人権・同和教育の推進及び支援
7 市民文化の創造	(1)美術に関する創造的活動の推進 (2)文化財の保護・継承・活用

第2章 施策の展開

1 少人数指導等による学力向上

(1) 確かな学力向上のための取組の推進

第1次教育アクションプランから継続して嘉麻市独自の教育施策を取組、標準学力検査においては、小学校では標準値を超え、中学校においても、標準値に近づきつつあります。しかしながら、全国学力・学習状況調査における嘉麻市の児童生徒の標準化得点は、まだ全国の平均(100)以下であり、学力を全国平均に到達するために、引き続き嘉麻市独自の教育施策の実施、環境の整備を進めています。

① 少人数指導推進事業

小中学校全学年において、1学級を30人以下の少人数指導を実施し、児童生徒の状況を把握しながら、より個に応じたきめ細かな指導を行うことによって、継続的に授業改善を図り、児童生徒指導を充実し、学力を向上させ、嘉麻市の標準化得点を全国平均(100)以上になるよう目指します。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度
少人数指導特別教員配置数	21人	基準に基づく職員の配置	基準に基づく職員の配置	基準に基づく職員の配置

② 学力検証事業

児童生徒の実態や学力を正確に把握、分析し、課題を明らかにして学校内の組織的な取組の改善を図り、自ら学び考えるなどの確かな学力を育む教育を推進します。また、小学校では標準学力調査を、中学校では標準学力分析検査を実施し、早期に学力向上策の評価・改善を行い、「今求められている学力」を育成していくための授業改善を促進します。また、各学校において、検証改善サイクルの起点を柔軟に設定し、検証改善サイクルを組織的に好循環させます。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国学力・学習状況調査 (小学校6年生)	98ポイント	99ポイント	100ポイント 以上	100ポイント 以上
全国学力・学習状況調査 (中学校3年生)	96ポイント	97ポイント	98ポイント	100ポイント
標準学力調査(小学校) ※標準値:50	—	50.0ポイント	50.5ポイント	51.0ポイント
標準学力分析検査(中学校) ※標準値:50	49.3ポイント	50.0ポイント	50.5ポイント	51.0.ポイント
進学率	98%	全国平均以上	全国平均以上	全国平均以上

※小学校の標準学力調査の基準値は、標準学力調査の内容を変更するため未設定。

③ 嘉麻市学力向上強化プロジェクト事業

地域の人材や学生ボランティア等を活用して、教育課程外の学力向上事業を実施することにより、児童生徒の基礎的な学力の定着を図ります。

- ・学校外補習学習事業の実施
- ・嘉麻市土曜未来塾の実施
- ・家庭学習の定着と課題の個別化の促進

「嘉麻市が目指す1日の家庭学習の目標時間」



・小学生：学年×10分+10分（例 6学年×10分+10分=70分）

・中学生：概ね90分～120分（全学年）

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭学習の目標時間 達成率(小学校)	87%	90%	95%	100%
家庭学習の目標時間 達成率(中学校)	50%	60%	80%	100%
土日の家庭学習時間 ゼロの児童生徒	6%	5%以下	3%以下	0%

2 個性又は能力を育成する学校教育の充実

(1) 子どものニーズに応じる教育の充実

特別な支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものです。また、発達障がいを含むすべての障がいのある幼児、児童生徒の早期による特別支援教育を推進するとともに、小・中・高等学校間の情報共有を密に行い、切れ目のない支援を行います。

① 特別支援教育推進事業

保育所(園)・幼稚園、小学校、中学校、高等学校における特別支援教育を推進するため、臨床心理士等による就学前から就学において支援が必要な幼児、児童の早期発見、早期対応が必要です。そのため、子育て支援課と情報共有を図りながら、就学後は継続的に小学校低学年を中心に巡回相談を実施し、専門的な指導助言を受けることで、よりきめ細かい指導を行います。さらに、小・中学校及び高等学校間の情報連携を深め、特別支援教育の充実を図ります。

また、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を行うため、補助教員等を配置します。



- ・特別支援教育補助教員：通常学級に在籍している児童生徒の中で、特別な支援が必要な児童生徒の学習指導を行います。
- ・特別支援教育支援員：通常学級や特別支援学級に在籍している児童生徒の中で、特別な支援が必要な児童生徒の学校生活上の介助や学習活動上の支援を行います。
- ・特別支援教育介助員：通常学級や特別支援学級に在籍する児童生徒で、肢体不自由児の移動や食事、排泄等の介助を行います。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援学級生徒の進学率	90.9%	100%	100%	100%
特別支援教育補助教員配置数	児童生徒の実情に応じた配置	基準に基づく配置数	基準に基づく配置数	基準に基づく配置数
特別支援教育支援員配置数	児童生徒の実情に応じた配置	基準に基づく配置数	基準に基づく配置数	基準に基づく配置数
特別支援教育介助員配置数	児童生徒の実情に応じた配置	基準に基づく配置数	基準に基づく配置数	基準に基づく配置数
研修会等	1回	1回以上	1回以上	1回以上

(2) 社会の変化に対応する教育の充実

学習指導要領の改訂により、小学校では、3・4年生に「外国語活動」が、5・6年生に「外国語科」が新設され、国際感覚を身につけさせるため、国際的な共通語としての英語教育の充実を図ります。また、児童生徒が将来持続可能な社会を形成する一員として活躍できるよう、情報活用能力や豊かな創造性を身に付け、情報社会に主体的に対応できる人材の育成を図ります。

① 英語コミュニケーション能力の育成事業

英語によるコミュニケーション能力の育成や文化についての理解を深めるため、外国語指導助手（ALT）による外国語活動やオンライン英会話を推進します。また、小学校へ英語専科指導教員を配置し、外国語科の充実を図ります。



目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外国語指導助手(ALT) 配置校数	13校	13校	13校	7校
オンライン英会話実施 (小学校)	—	4年生 (5回)	3~6年生 (5回)	3~6年生 (5回)
オンライン英会話実施 (中学校)	—	2年生 (5回)	1~3年生 (10回)	1~3年生 (10回)
英語専科指導教員の配置	—	配置	配置	配置

② 情報教育推進事業

嘉麻市教育研究所に情報教育支援員を配置し、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成や情報モラル教育等の授業と教職員研修を実施します。また、児童生徒の習得する目標を定め、学習指導要領に添った情報教育カリキュラムに基づいて、指導を行い、論理的思考やICTリテラシー向上し、学習基盤となる資質・能力を育みます。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
情報教育支援員による 学校支援回数	195回	260回	325回	390回
校内研修支援回数	1校につき 5回以上	1校につき 5回以上	1校につき 5回以上	1校につき 5回以上
情報教育研修会実施回数	3回	3回	3回	3回

③ 小・中学校情報教育施設整備事業

児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極

的かつ適切に活用できるように、情報教育を行うための最適なＩＣＴ環境を整備し、維持管理に努めます。

目標達成にかかる指標	基準値 令和元年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
高速通信ネットワーク環境運用及び検証	—	実施	実施	実施
ICT環境の最適化に向けた改善検討	—	実施	実施	実施

(3) 信頼される教員の確保と研修の充実

教員を取り巻く環境は、近年多様化しており、対応すべき教育課題も変化しているため、教職員を対象とした研修事業の充実を図ります。

① 嘉麻市教育研究所研修推進事業

教育の動向や嘉麻市の教育課題や学習指導要領に応じた教職員の資質・能力の向上及び若年教員の指導技術向上を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点をもとにした授業改善研修の実施や、校内研修における指導助言を行います。また、特別支援教育研修や不登校児童生徒への支援に係る研修等、市内各学校のニーズに応じた研修にも対応します。

目標達成にかかる指標	基準値 令和元年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
新しい教育内容に関する研修	2回	2回	2回	2回
教育相談に関する研修	3回	3回	3回	3回
特別支援教育に関する研修	4回	4回	4回	4回
教育論文応募者	26人	26人	26人	26人

(4) 安心して学べる学校づくりの推進

通学時における交通事故や不審者事案が増加するなど、児童生徒を取り巻く環境にも変化が現れており、児童生徒が安心して学校に通えるよう、学校防犯体制等を推進します。

① 学校防犯体制整備事業

学校支援専門員（警察OB）を配置し、警察等関係機関と連携して生徒指導上の支援を行います。また、地域学校安全推進員（スクールガードリーダー）による校内の定期的な巡回や通学路の見守りを行います。さらに、不審者事案が発生した場合は、防犯メールを配信し、青色回転灯装備車（青パト）を活用した地域の巡回を行います。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度
学校支援専門員の配置	3人	2人	2人	2人
地域学校安全推進員の配置	2人	2人	2人	2人

② 通学対策事業

学校の統廃合に伴い、遠距離通学をすることになった児童生徒の通学の負担を軽減します。また、嘉穂小学校及び嘉穂中学校のスクールバス運行に関して、通学距離に応じたバス路線等の見直しなど、運用方法について実情に応じた通学対策を行います。

さらに、通学路の安全確保のため、嘉麻市通学路安全推進会議を開催し、情報の共有を図り、対策を講じるとともに、重点課題を設定し、定期的に合同点検を実施します。



目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童生徒への対応	100%	100%	100%	100%
嘉麻市通学路安全推進会議	2回	2回	2回	2回
嘉麻市通学路安全推進会議合同点検	実施・対策 (1回/2年)	対策	実施	対策

(5) 学校施設整備の推進

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす場であり、児童生徒が生きる力を育むための学びの場であります。また、災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割を果たします。

嘉麻市内の小中学校の大半は、建設後30年から40年以上を経過しており、日常的な老朽箇所への対応、児童生徒の安心・安全の確保など、多くの問題を抱えています。今後は、老朽化対策はもとより、多様化する教育活動への対応、地域コミュニティの核となる施設として、計画的に学校施設整備を行います。

① 学校施設維持管理業務

すべての児童生徒が、安心・安全な環境において、生活（学習）できるよう小学校8校、中学校5校の補修、修繕等の環境整備を実施します。

また、当面の間存続する学校については、必要に応じて施設の大規模な改修工事を行い、児童生徒の安心・安全な教育環境の維持に努めます。



目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小中学校のトイレ洋式化改修工事	—	実施	—	—
小中学校機械設備等大規模改修工事	—	実施	実施	—
小中学校屋内外運動場改修工事	—	実施	実施	—
小中学校の施設修繕及び維持管理	—	実施	実施	実施

② 大隈城山校維持管理事業

すべての生徒が、安心・安全な教育環境において、個性の發揮や社会への対応能力の向上を図る学習ができるよう学校施設の補修、修繕等の環境整備を実施するとともに、G I G Aスクール構想に基づき、情報機器の整備を促進します。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ICT環境整備に向けた検討	—	実施	—	—
一人一台端末整備	—	—	実施	実施
高速通信ネットワークの整備	—	—	実施	—

③ 義務教育学校施設整備事業

児童生徒の安心・安全の確保はもとより、「質の高い教育を実現する学校」及び「地域創造の核となる学校」づくりを目指し、各中学校区において義務教育学校施設の整備を行います。

令和5年4月開校を目標とし、碓井中学校区、稲築中学校区、稲築東中学校区の校舎整備を先行します。



目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度
義務教育学校施設整備	—	設計・工事	工事	開校

④ 義務教育学校開校準備事業

義務教育学校施設整備を行う中学校区においては、小・中学校を統合し、義務教育学校の開校に向けた準備を推進します。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度
学校名称	—	決定	—	開校
校歌・校章	—	検討	決定	開校
義務教育学校開校に向け必要な事項	—	検討・調整	検討・調整	開校

(6) 地域に開かれた学校づくりの推進

教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めます。併せて、学校を核とした地域コミュニティの形成を進めます。また、生涯スポーツの推進に寄与するため、学校教育に支障のない限りにおいて、学校施設の開放を行います。

① コミュニティ・スクール推進事業

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、育てたい児童生徒像、目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向けて協働する仕組みを作ります。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度
学校運営協議会	—	準備	準備	実施

② 学校関係者評価事業

教育活動等の成果の検証とその客觀性・透明性の確保を通じて学校運営の改善と発展を目指し、保護者や地域住民等の連携強化のために、学校関係者評価を全校で実施し、評価結果をホームページ等で公表します。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度
学校関係者評価実施・ 公表校	実施	実施	実施	実施

③ 学校開放事務事業

生涯学習社会における文化、スポーツ等の地域活動の場として、学校教育に支障のない限り、小学校8校、中学校5校の体育館及び運動場等の施設を開放し、地域住民の生涯学習の推進を図ります。

目標達成にかかる指標	基準値 令和元年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設開放条件の方針整理及び検証	—	実施	実施	実施
施設利用減免規定の見直し	—	検討	実施	実施
施設備品等の維持管理	—	実施	実施	実施

(7) 小中一貫教育への取組

小学校から中学校への進学に際して、生徒が体験する段差の大きさに配慮し、その間の接続を円滑にするために、義務教育9年間を通して、系統的、継続的な学習指導や生徒指導を行い一貫した教育活動を行うことで、児童生徒に確かな学力・豊かな心、健やかな体の育成を図ります。

① 小中一貫教育推進事業

全中学校区において、義務教育9年間を見通し、一貫した教育カリキュラムの実施に向けて職員間の交流を実施します。具体的な取組として中学校区を単位とした研究指定校を設け、3か年において研究を実践し、市内の小中学校においてその成果を共有することにより、更に充実していきます。

併せて、先進地視察を行い、嘉麻市の教育課題に適した一貫教育の在り方について研究を進めます。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
授業交流の実施	2回	2回以上	3回以上	4回以上
職員間の交流の実施	2回	2回以上	3回以上	4回以上
一貫教育に関する先進地研修視察	—	実施	実施	実施
研究指定校数	8校	9校	7校	3校
研究発表校数 (稲築中学校区)	2校	2校 (碓井中学校区)	4校 (山田中学校区)	3校 (嘉穂中学校区)

(8) 教育の機会均等の促進

経済的理由による就学困難者の教育費の負担軽減を図ります。

① 就学援助事業

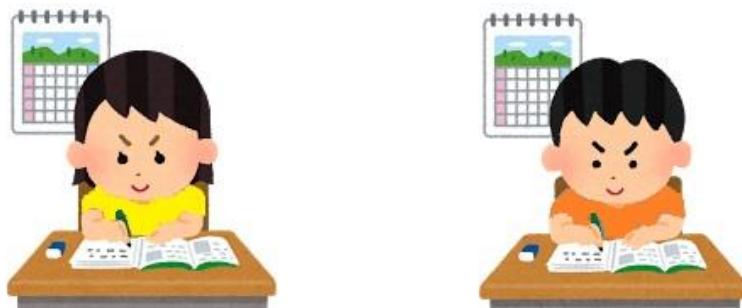
経済的理由により、就学困難な児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を負担します。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
該当児童生徒への援助	100%	100%	100%	100%

② 奨学金事業

嘉麻市独自の奨学金制度により、高等学校や大学等に進学、就学するための奨学金を貸し付け、経済的理由による就学困難者の負担軽減を図ります。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
奨学資金貸付者数	20人 (条例定数)	20人	20人	20人
奨学資金返還金徴収率の向上(現年度分)	86%	88%	89%	90%
奨学金制度の見直し	—	調査	検討	実施
返還金滞納者の納付相談	—	調査・実施	実施	実施



3 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進

(1) 道徳性と自立心を養う心の教育の充実

嘉麻市の教育課題の一つである「規範意識の醸成」には、道徳教育の充実が不可欠であることから、家庭や地域社会との連携を推進しながら、豊かな自然・社会体験を通して児童生徒の内面に根差した道徳性の育成を図ります。

① 道徳教育推進事業

道徳教育及び「特別の教科 道徳」において、小・中学校が連携しながら教員の実践力の向上を図ることにより、学校教育全体を通じて児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成を図ります。

目標達成にかかる指標	基準値 令和元年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
小中連携を踏まえた道徳教育研修会の実施	実施	実施	実施	実施
道徳科に関する校内研修の実施	実施	実施	実施	実施

② キャリア教育推進事業

児童生徒が希望をもって、自立的に自分の未来を切り拓いて生きていくことができるよう、未経験の体験に挑戦させたり、自然体験や社会体験を通して将来の社会人としての基盤づくりを支援します。

また、児童生徒に「生きる力」を身につけさせ
自立した社会人の育成を図ります。



3. 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
PDCA を検証する校内推進委員会の設置	—	設置 (13 校)	PDCA 検証 (年間)	PDCA 検証 (毎学期)
キャリアパスポートの活用	100% (全学年)	100% (全学年)	PDCA 検証 (年間)	PDCA 検証 (毎学期)

(2) 健やかな心身をはぐくむ健康教育の充実

学校保健安全法に基づく、児童生徒及び教職員の健康診断の実施や各学校において学校保健、学校安全に関する年間計画を作成し、適切に実施するよう指導助言を行います。さらに、学校における新型コロナウイルス感染症の対策を徹底し、新たな生活様式を踏まえ、感染及び拡大のリスクの低減に努めます。

また、児童生徒の心身の健全な発達のため、安心・安全で美味しく、栄養バランスの取れた学校給食を提供すること、給食を通して、児童生徒が自分自身の健康のための食事について考える「食育」を推進します。

① 学校保健事業

家庭、地域及び関係機関等の連携・協力により、児童生徒及び教職員の心身両面にわたる健康管理の徹底を図ります。また、事故、加害行為、災害等により、児童生徒に危険又は危害が生じた場合の対処として、災害共済に加入しています。

さらに、学校においては、新型コロナウイルス感染症の基本的な対策を継続していく「新しい生活様式」を導入し、

感染及び拡大のリスクを低減します。



3. 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康診断受診率	98%	100%	100%	100%
災害共済加入率	100%	100%	100%	100%
学校保健年間計画作成	実施	実施	実施	実施

② 学校給食運営事業

嘉麻市内小学校8校、中学校5校で完全給食を行い、自校方式8校、センター方式4校、親子方式1校で実施します。学校給食における衛生管理の徹底を図るとともに、魅力ある学校給食の充実に努め、「食事の重要性」を身につける「食育」に関する教育の支援を行います。



また、給食調理員は、正規職員数の減少により、適切な調理員の配置が困難な状況となっていることから、学校給食調理業務の民間委託についても検討します。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間給食実施回数	190回	190回	190回	190回
地場産食材利用率	30%	30%	30%	30%

※地場産食材利用率基準値は、第3次推進基本計画目標値

③ 学校給食費算定及び収納事業

学校給食の提供に係る貰い材料費は保護者負担となるため、安心・安全な食材の購入等を行うための算定を行います。また、受益者負担の公平性を確保するために、給食費徴収業務を実施します。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度
現年度収納率	98.78%	98.80%	98.90%	99.00%
過年度収納率	14.04%	14.10%	14.20%	14.30%

(3) 家庭・地域・学校における読書活動推進

テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や児童生徒の生活環境の変化などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されているなか、学校における読書活動は、児童生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにするために重要な役割を担っています。

今後も引き続き、児童生徒の学習や読書意欲を高めるため、市立図書館や嘉麻市学校図書館協議会等との連携を図りながら、学校図書館の整備や、引き続き学校司書等を配置し、組織的、継続的な読書活動の推進に努めます。

① 読書活動推進事業

図書館の管理運営、図書教育の指導補助、図書の受け入れ、貸し出し業務、書架の整理、廃棄業務、教科用図書関係事務等を行うため、学校司書を配置し、学校図書館の整備、充実を図ります。また、市の図書館司書と学校司書が連携して、児童生徒の読書活動推進を図ります。

併せて、家庭との連携や地域人材の協力を得ながら、児童生徒の読書に親しむ態度を育成するとともに、読書活動の推進に資する様々な活動を推進していきます。

3. 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校図書館での一人当たり貸出冊数(小学校)	54冊	56冊	58冊	60冊
学校図書館での一人当たり貸出冊数(中学校)	13冊	15冊	18冊	20冊
学校司書等配置数	13人	13人	13人	10人
研修会等の開催数	2回	2回	2回	2回

(4) いじめ・不登校問題等の解決に向けた体制の充実

いじめや不登校、暴力行為などの児童生徒の問題行動は、依然として教育上の大変な問題であり、児童、生徒、保護者、教員等の悩みに対して、適切かつ迅速に対応し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう関係機関との連携を図ります。

① 適応指導教室（れすとぴあ）推進事業

心理的又は情緒的理由により登校できない状態にある児童生徒の学校復帰を支援するとともに、教育相談、体験学習、教科学習、集団生活への適応指導、学校生活及び社会生活に適応できるための助言、援助を行います。また、関係機関との連携による支援を行います。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
適応指導教室（れすとぴあ）の実施	実施	実施	実施	実施
チャレンジ登校の実施	1回以上/学期	1回以上/学期	1回以上/学期	1回以上/学期

② 不登校対策支援事業

個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援策等を行うために、子育て支援課や適応指導教室と連携し情報の共有に努め、不登校児童生徒の学校復帰及び社会的自立を促します。

また、新規の不登校児童生徒を生まないために、学校、家庭、関係機関等が連携を図り、早期の支援を図るための体制の確立に努めます。

目標達成にかかる指標	基準値 令和元年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
不登校児童生徒発生率 (全国平均)	1. 86% (1. 69%)	全国平均以下	全国平均以下	全国平均以下
新規不登校児童生徒数	—	0人	0人	0人
不登校対策会議	—	1回以上	1回以上	1回以上

(5) 家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実

子どもたちの総合的な健全育成と学力の向上を推進するため、学校と地域が連携・協働する体制の構築を目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組を進め、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核とした地域コミュニティ（地域づくり）の形成に努めます。

① 郷土を愛する子どもの育成事業

地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動の展開によって、教科及び領域の特質に応じた教育効果が高まるとともに、地域の資源や人材が教育に関わることで、家庭・地域の教育力を高めます。ふるさと嘉麻を胸に志を持ち、社会にはばたく子どもたちを育成するため、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育課程を編成し、実施します。

3. 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域教育資源・人材を活用する教育計画作成	作成	作成	作成・実施	検証
ふるさと学習教材集作成	—	第1版配布・各校区実践	第2版配布・各校区実践	第3版配布・各校区実践

② 家庭教育支援事業

乳幼児から思春期の子どもを持つ保護者に対し、学習の機会を提供することで、子育て家庭の孤立を防ぐとともに、子育て中の親子が出会い、繋がる場をつくり、子育ての不安や負担感・行き詰まり感を解消することを目的とした事業を実施します。また、保護者・子どもに家庭教育に関する情報を提供し、子どもの社会的自立と家庭の教育力向上を目指します。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策に伴うオンライン講座の検討・実施と家庭教育支援事業の浸透を図るために作成したリーフレットを活用し、子どもの生活習慣づくりと家庭教育力の向上を推進します。



目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
メディア啓発講座実施校数（小学校）	6校	6校	7校	5校
メディア啓発講座実施校数（中学校）	1校	3校	4校	2校
メディア啓発講座実施校数（義務教育学校）	—	—	—	3校

③ 青少年健全育成事業

次代を担う青少年が心豊かに育ち、非行やいじめのない社会の実現を図ります。

そのため、少年相談センターでは、児童生徒並びに保護者等からの相談に適切に対応するため、学校教育課や教育研究所と連携・協力し、業務の充実を図ります。また、少年補導委員を委嘱し、少年非行の防止と適切な指導を行い、教育研究所の学校支援専門員と定期的な市内巡回及び街頭指導により、児童生徒の安心・安全を守るとともに、いじめや非行防止に取組ます。さらに、補導委員で組織する補導委員連絡協議会を設置し、補導委員の資質向上を図るための研修会を開催し、参加を促進します。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度
少年補導委員研修会 開催数	1回 (H30)	1回	1回	1回
巡回指導回数(年間)	24回	24回	24回	24回

(6) 男女共同参画教育の推進

男女共同参画の意識づくりをする上で、家庭や学校・地域での教育が大変重要な役割を果たします。「嘉麻市男女共同参画推進条例」においても、教育の場における男女共同参画の実現のための配慮を基本理念に掲げています。

こうした理念に基づき、より多くの人に男女共同参画の趣旨や必要性について広く周知し、教育を通して意識改革と啓発を促進します。

① 学校における男女共同参画推進事業

学校教育の場においては、「嘉麻市男女共同参画条例 学ぼうそして行動しよう」の冊子を活用した授業づくりに取



3. 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進

組、人権尊重・男女平等などの観点から慣習や行事等を見直し、固定的性別役割分担にとらわれない指導を推進します。

目標達成にかかる指標	基準値 令和元年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
各学校での教職員等の研修(講師研修)	1回	1回	1回	1回
男女共同参画に関する授業の実施	13校	13校	13校	10校
学校・学年・学級通信の発行	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上

② 地域社会における男女共同参画推進事業

家庭や地域の中での固定的な性別役割分担意識の解消に繋がるような取組を進めるとともに、男女共同参画の視点に立った事業の実施を積極的に展開し、様々な機会を通して情報提供を行うなど、男女共同参画についての意識啓発を行います。

目標達成にかかる指標	基準値 令和元年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
啓発活動の実施	4回	5回	5回	5回

4 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進

(1) 生涯学習関係機関、団体との連携・協力体制の整備

社会教育・生涯学習の振興を図るために、地域の中で社会教育関係団体の活動が活発に行われることが重要ですが、高齢化や固定化が進み、活動が低下している状況です。そのため、社会教育関係団体が運営・展開する事業について、新たな生活様式を踏まえ、各団体の活動に応じた適切な指導助言等の支援を行います。

① 社会教育関係団体等育成事業

社会教育関係団体が運営・実施する事業等について、必要に応じ適切な指導・助言を行うことで、若年層を取り込むような新たな取組を促進し、団体運営の活性化を図るとともに、社会教育関係団体が主体性や自主性を持ち、自立して活動できるよう支援をいたします。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度
支援団体数	9団体	9団体	9団体	9団体

(2) 学習機会の提供及び学習成果の活用促進

市民が自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために、いつでも、どこでも学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現を図ります。その活動拠点である社会教育団体や公民館活動などの活性化を促進し、社会教育施設や公民館などの維持管理を適切に行います。

① 社会教育施設整備事業

市民に教育・文化活動や発表を行う場と機会を継続して提供することができるよう、生涯学習の拠点である社会教育施設の定期的な点検を行うことにより、修繕箇所の早期発見に努め、老朽化に伴う計画的な改修を実施します。

また、新型コロナ感染症対策を踏まえ、利用者のニーズを把握しながら適切な整備を行います。

目標達成にかかる指標	基準値 H29～R1 年度 (3か年平均)	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設利用者数	24,600人	24,600人	24,600人	24,600人

② 生涯学習推進事業

市民の生涯学習活動が円滑に行われるよう地域活動指導員を配置し、様々な体験活動の推進、家庭教育の推進及び人権教育の推進を軸に、子どもたちの生きる力の育成に努めます。また、仕事や趣味などを通じて身に付けた知識や技術、資格等を有する人が、学校や地域などの様々な場面で、その培った経験、技術等を活かし、地域に還元することで、地域全体の持続的な教育力の向上に貢献する「知の循環型社会」を構築することにより、生きがいを持って過ごすことができるよう、生涯学習活動を支援します。

目標達成にかかる指標	基準値 令和元年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
内部研修会の実施	—	2回	2回	3回
外部研修会への参加	—	5回	5回	5回
人材バンク登録者数	267人	270人	275人	280人
人材バンク派遣回数	74回	75回	80回	85回

③ 公立公民館・自治公民館連携強化推進事業

公立公民館と自治公民館が連携し、地域課題の把握や情報共有を行い、市内で統一した事業展開を図り、公民館が生涯学習活動の拠点として機能するよう、施設の適切な維持管理を行います。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修会等の開催及び参加	4回	4回	4回	4回
地区公民館長会議開催	12回	12回	12回	12回
分館長会議の開催	2回	2回	2回	3回
自治公民館長会議の開催	2回	2回	3回	1回
補助金の交付	12,118千円	12,118千円	12,118千円	10,765千円

④ 公民館活動活性化推進事業

公民館基本計画に定める「公立公民館で実施する事業」に基づき、新しい生活様式を取り入れながら地域の事情に即した教育・文化に関する各種事業や講座を開催します。また、地域で活動する人材の育成や、団体等の支援を行うことなど、地域住民参加型の事業を推進し、住民相互の交流と教養の向上、さらには健康増進を図り、地域住民の生きがいづくりの場を提供します。



目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域住民との協働事業	16事業	16事業	16事業	16事業
公民館講座・教室等	18講座	18講座	18講座	18講座
青少年体験活動推進事業	1事業	1事業	2事業	2事業

(3) 図書館の利用促進

図書館は、市民にとって必要な資料や情報を収集・整理・保管・提供し、多くの人が気軽に本とふれあう身近な施設です。市民の「知の拠点施設」となり、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえながら、だれもが利用しやすいよう環境整備を総合的に行い、読書意欲を向上させる活動を積極的に推進していきます。



① 図書館施設管理運営事業

市民の生涯学習の場である図書館を快適かつ安心して利用できる施設として維持管理を行います。また、市民の読書活動を支援するため、自由で公平な資料の提供及び図書館システムの整備を行うことに、加えて移動図書館車の効率的な運行を行うことにより、読書環境の整備・充実を図ります。



目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設利用者数	56,000人	56,000人	56,500人	57,000人
年間貸出冊数	187,000冊	187,000冊	188,000冊	189,000冊
市民一人当たり貸出冊数	4. 68冊	4. 68冊	4. 69冊	4. 70冊
移動図書館車の貸出冊数	17,000冊	17,000冊	17,300冊	17,600冊

② 読書活動推進事業

市民の生涯における自主的な読書習慣の涵養を図るため、特に読書習慣の基礎となる幼少期に積極的に働きかけを行い、子どもたちの健やかな成長を支える読書活動を支援し、生涯にわたる自主的な読書活動の推進を図ります。また、学校図書館との連携を深め、学齢期の子どもたちの読書習慣の定着に向けた取組を推進します。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
お話し1回当たり参加者数 (幼児及び児童向け)	10人	10人	11人	12人
読書講演会参加者数	50人 (過去3か年平均)	50人	55人	60人
ブックスタート配布率	100%	100%	100%	100%

③ 図書ボランティア養成及び活動支援事業

新規ボランティアの育成及び既存ボランティアの継続的な活動支援を行うことで、図書館で実施する事業をより充実したものにする協力体制を整えます。

- ・新規ボランティア養成講座の開催
- ・既存ボランティアのスキルアップ研修会の開催
- ・嘉麻市図書ボランティア連絡協議会の活動支援
- ・ボランティアサークルの活動支援
- ・個人ボランティアの活動機会の提供

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度
ボランティア養成講座 参加者数	8人	8人	9人	10人
ボランティアスキルアップ 講座参加者数	30人	30人	31人	32人
ボランティア活動参加者数	60人	60人	62人	64人



5 体力及び運動能力向上の推進

(1) スポーツによる地域の活性化

スポーツと健康運動を通じて、市民一人ひとりの潜在的能力の向上を図るとともに、地域における市民の主体的な活動を促進し、地域力の向上を目指します。また、スポーツに関する多くの人が嘉麻市を訪れ、スポーツを行い、観るとともに、地域の人々との交流を促進し、地域の活性化を図ります。

① スポーツコミュニティ創造事業

スポーツを通じた地域の主体的かつ継続的な取組を促進するため、健康運動教室等を市主催だけではなく、外部のスポーツ指導者と連携し、地域に向いて実施します。

また、教室の運営方法などを指導し、誰もが気軽に地域でスポーツを楽しめるように、自主的に教室が開催できるような仕組みづくりを形成します。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度
スポーツ指導参加者	700人	700人	700人	700人
スポーツによるコミュニティ育成支援団体数 ※()内は継続団体数	13団体 (7)	13団体 (10)	15団体 (13)	15団体 (15)
各教室開催数(延べ数)	48	48	72	96

② スポーツ大会誘致・スポーツ大会支援事業

様々なスポーツの大会や合宿を行うことにより、スポーツに関する多くの人が本市に訪れ、地域の人々と交流し、本市の豊かな自然環境と観光資源に触れ、親しんでもらうことでスポーツによるまちづくり・地域の活性化を図ります。

今後は、新型コロナ感染症の影響により利用者の減少が見込まれるため、

関係機関と連携をさらに強化し、広報活動を広く行い、施設を活用した交流人口の増加に努めます。

目標達成にかかる指標	基準値 令和元年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
大会・合宿による市外利用者数(交流人口)	11,700人	11,700人	12,300人	13,000人
支援大会の参加者数	7,400人	7,400人	7,800人	8,200人

※基準値は、令和元年度実績の90%とする

(2) スポーツ環境の整備

身近に運動、スポーツを行うことができる場所や機会を提供するために、既存の施設の改修、改善等を行うとともに、施設の効率的な運営方法の検討や情報発信を推進します。また、誰もがいつでも、気軽に参加できるようなスポーツ環境づくりを進め、多様な市民ニーズに応じたスポーツ活動の場を提供します。

① スポーツ環境創成事業

自然豊かで文化性に満ちた市内の環境を再発見するとともに、効果的なウォーキングの方法やコースの情報提供を行うことで、市民の利用を促進します。また、子どもの成長を促し、心に刺激を与えるような環境づくりを目指し、アイデアに満ちたスポーツ環境を整備します。



目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホームページにおける軽運動等の情報掲載件数	2件	2件	2件	2件
脳機能発達を目指した生活環境改善に関する研修会の開催数	2回	2回	2回	2回
ジョギング・ウォーキングイベント開催件数	0件	1件	1件	2件

② 社会体育施設管理運営事業

子どもから高齢者、障がい者に至るすべての利用者が安心して利用できるよう、適切な施設の改修や修繕を行い、利用者のニーズに応じた効果的かつ効率的な施設管理運営と適正化を図ります。



目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	347,800人	347,800人	367,100人	386,500人

※基準値は、令和元年度実績の90%とする

(3) 生涯スポーツの推進

すべての市民を対象に、誰もが幸福で豊かな生活を営むことができるよう、脳科学、認知科学などに基づいたコオーディネーショントレーニングを導入し、体力・運動能力の発達だけではなく、知的能力の発達、情緒的な安定や創造性豊かな人格の形成等を図ります。

① プロジェクトK事業

すべての市民に対応できるよう、各年齢層を対象にしたコオーディネーショントレーニング（※1）のプログラムを構築します。プログラムの普及は、市内の乳幼児施設職員をはじめ、小・中・高等学校の教員や障がい者施設職員、高齢者施設職員、関係団体など各年齢層に応じた指導者を育成・発掘し、関係機関と連携しながらプログラムの普及を図ります。



（※1） 近年の脳科学、認知科学などの進展により、運動が知性、感性に大きく影響することが明らかにされてきました。このような知見に基づいたトレーニングと学習をコオーディネーショントレーニングと言います。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コオーディネーショントレーニング指導者研修会開催数	3回	3回	3回	3回
乳児施設コオーディネーショントレーニング導入率	64%	70%	75%	80%
小学校コオーディネーショントレーニング導入校数	8校	8校	8校	5校
中学校コオーディネーショントレーニング導入校数	5校	5校	5校	2校
義務教育学校コオーディネーショントレーニング導入校数	—	—	—	3校

(4) 競技スポーツの推進

スポーツ文化を広め豊かなコミュニケーション社会を育むために、誰もが自らの目標に即してスポーツ競技力の向上を目指す取組を推進します。

① 競技スポーツ推進事業

競技スポーツの競技力の向上や競技人口の拡大に取り組むとともに、トップアスリートによる教室を開催するなど、子ども達の競技スポーツへの関心を高めジュニア期からの育成に取組ます。また、競技力向上を目的とした指導者の育成や発掘に取組ます。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
未体験の競技体験会開催数	2回	2回	2回	2回
競技スポーツ教室開催数	2回	2回	2回	2回
スポーツ指導者等研修会開催数	3回	3回	3回	3回



6 人権尊重精神を育成する教育の推進

(1) 学校教育における人権・同和教育の推進及び支援

学校教育全体を通じて、児童生徒に人権教育を推進します。

① 人権・同和教育推進事業

福岡県人権教育・啓発基本指針及び嘉麻市人権教育・啓発基本方針に基づき、学校教育活動全体を通して、児童生徒の人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に「共生の心」を身につけるとともに、自分らしさや能力を十分に發揮し、人権問題を主体的に解決していく力を身につけることができるよう指導していきます。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校での人権・同和教育全体計画	実施	改善・実施	改善・実施	改善・実施
学校での教職員等の研修 (校内研修)	2回	2回	2回	2回
人権・同和教育研修会の実施(市全域)	1回	1回	1回	1回

(2) 社会教育における人権・同和教育の推進及び支援

福岡県人権教育・啓発基本指針及び嘉麻市人権教育・啓発基本方針に基づいて、国・県及び近隣市町村や関係機関・団体等との連携を図りながら、偏見や差別のない、人権が尊重される心豊かなまちづくりの実現に向けて、取組を推進します。

① 人権・同和教育推進事業

部落問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、根強い差別意識や忌避意識を見直すとともに、差別の現実に学び、市民一人ひと



りが正しい認識と理解を深め、人権感覚を高めることができるよう、地域活動指導員（人権・同和教育指導員）が講師として、行政区をはじめ団体やサークル等の人権・部落問題に関する学習を推進します。さらに、様々な事業において子どもたちの人権学習を粘り強く展開するとともに、小・中学校の人権学習にゲストティチャーとして積極的に参加し、児童生徒の学習の機会の充実を図ります。また、地区公民館での人権・部落問題研修会や事業主研修会を開催することにより、市民の学ぶ機会の充実を図ります。

目標達成にかかる指標	基準値 令和元年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域等での人権・部落問題研修会開催数	25回	26回	27回	28回
事業主人権・部落問題研修会参加事業所数	85事業所 (H30)	86事業所	87事業所	88事業所

② 人権・同和教育推進少年団体育成事業

豊かな人権感覚の涵養と差別を見抜き、差別をなくしていこうとする子どもの育成を図るため、解放子ども会を支援し、解放子ども会に参加する一人ひとりが一つの差別は全ての差別に繋がるという視点に立ち、人権・部落問題へ向き合い、これまで以上に正しい認識と理解を深め、実践力を育む活動を推進します。

目標達成にかかる指標	基準値 令和元年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
解放子ども会運営委員会開催回数	0回	2回以上	2回以上	2回以上

③ 人権・同和教育推進団体育成事業

部落問題をはじめとする様々な差別の解消に向けて、地域住民の自主的・主体的な学習活動や、出会いから学ぶ交流学習及び体験活動など、継続的に支援を行います。また、日常生活において文字の読み書きに不自由している人の学習支援を学校と協力して弛まない支援行います。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
解放学級数	7学級	7学級	7学級	7学級
識字学級	1学級	1学級	1学級	1学級



7 市民文化の創造

(1) 美術に関する創造的活動の推進

幅広く優れた芸術作品鑑賞の機会を提供し、郷土にゆかりのある作家の美術作品及び資料の収集、展示等を行い、市民の利用に供するとともに、市民の美術に関する創造的活動を促進します。

① 文化芸術活動推進事業

市文化協会等の関係団体と連携し、市民の主体的、自主的な展示活動やアトリエでの創作活動を支援し、文化芸術活動を推進します。また、学校等と連携し、児童・生徒等の芸術作品鑑賞や創作活動の支援や出前学習を行うとともに、地域等での創作活動を支援し、子どもたちの豊かな感性を育みます。



目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
展示室5貸館入館者数及び利用団体数	6,776人 (10団体)	6,800人 (10団体)	6,900人 (10団体)	7,100人 (11団体)
市民アトリエ利用団体数	11団体	11団体	11団体	11団体
市民アトリエ利用延べ回数	98回	100回	100回	100回
美術館を活用した学校数(延べ数)	5校 (7校)	5校 (7校)	6校 (8校)	8校 (10校)
地域等での活動支援回数	9回	9回	9回	9回

② 美術館運営管理事業

快適な環境の中で安心して、芸術作品鑑賞や創作、展示等の文化芸術活動が行え、また憩いの場として利活用できるよう、美術館や隣接する公園の安定した維持管理と運営を行います。また、関係資料の収集及び収蔵作品等の適切な保存管理と、幅広い活用を図ります。

目標達成にかかる指標	基準値 令和元年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数	10,541人	10,600人	10,900人	11,200人
入館者総数	12,286人	12,300人	12,600人	13,000人
展示室5及びアトリエ利用時間数	2,068時間	2,070時間	2,080時間	2,100時間

③ 企画展事業

特別企画展や館蔵品展等で、幅広く優れた芸術作品鑑賞を行う機会を提供することにより、芸術への興味と感心を深め、心豊かな感性を磨く機会を提供します。企画展と併せて関連事業を実施し、集客を図ります。

また、ホームページやソーシャルネットワークサービス等を活用し、市の観光・まちづくり等の関係課とも連携、協力し、美術館と企画展事業の周知と観光資源としての活用を図り、嘉麻市の知名度向上に努めます。

目標達成にかかる指標	基準値 令和元年度	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別企画展入館者数	2,674人	2,700人	2,750人	2,800人
企画展入館者数	159人	160人	180人	200人

④ 美術教育普及事業

専門家の指導のもと、様々な創作体験や芸術に関する知識を習得することができる講座を実施することにより、創作活動の楽しさを実感でき、学びを深める機会を提供します。美術館ボランティアについては、円滑な講座運営を支援するなど、活動をとおして喜びを感じ、充実した時間を過ごすことができるよう、美術館とボランティア相互の連携を図ります。

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度
講座実施日数(講座数)	21日 (4講座)	21日 (4講座)	21日 (4講座)	21日 (4講座)
延べ受講者数	293人	300人	300人	300人
ボランティア登録者数	7人	7人	9人	10人

(2) 文化財の保護・継承・活用

文化財保護法等に基づき、市内に存在する多様な指定文化財をはじめ、市にとって重要な歴史・文化遺産の保存や活用を図るための事業を推進します。

① 郷土の歴史文化を守る事業

地域の「たから」として後世に伝え、適切な活用が図れるよう、市内に残る多様な文化財の保護に努めます。

- ・文化財保護審議会の運営
- ・多様な文化財を保護するための調査・研究の実施
- ・指定文化財の維持管理に必要な対策、援助
- ・過去に調査した埋蔵文化財の活用を図るために再整理事業の実施
- ・文化財の保存活用地域計画の策定

目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
文化財保護審議会の開催	2回	2回	2回	2回
未指定文化財等の現況確認調査件数	2件 (過去3か年平均)	2件	2件	2件

②郷土の歴史文化を伝える事業

郷土の文化財の活用を図り、郷土への誇りや愛着を培うために、主催事業として古墳公開や平和イベントなどを行うとともに、市民の生涯学習活動や学校教育現場で、郷土の歴史文化を学ぶ機会を支援します。また、近隣市町村や商工観光部局等との連携強化を図り、郷土の歴史文化を対外的にPRし、市の知名度向上に繋げます。



目標達成にかかる指標	基準値	目標値		
	H29～R1 (3か年平均)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
沖出古墳特別公開事業参加者数	317人	250人	250人	250人
学習支援・視察研修等への対応件数	22件	18件	18件	18件
「語り伝える戦争の話」参加者数	34人	35人	35人	35人
文化財ボランティア会員数	4人 (R元年度実績)	6人	8人	10人

③郷土の歴史文化拠点施設活用事業

市内に分散する歴史民俗資料展示・保管施設の効率的な運営と活用ができるよう、各施設の収蔵資料の整理を進め、資料保管の集約を図るとともに、収蔵資料の台帳整備を継続し、資料のデータ管理に努めます。また、常設展示替えや出張展示等を行い、収蔵資料の活用にも取組ます。

目標達成にかかる指標	基準値 H29～R1 年度 (3か年平均)	目標値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
収蔵資料台帳整備件数 (埋蔵文化財を除く)	238件	240件	240件	240件
常設展示替え 出張展示等の回数	3回	3回	3回	3回



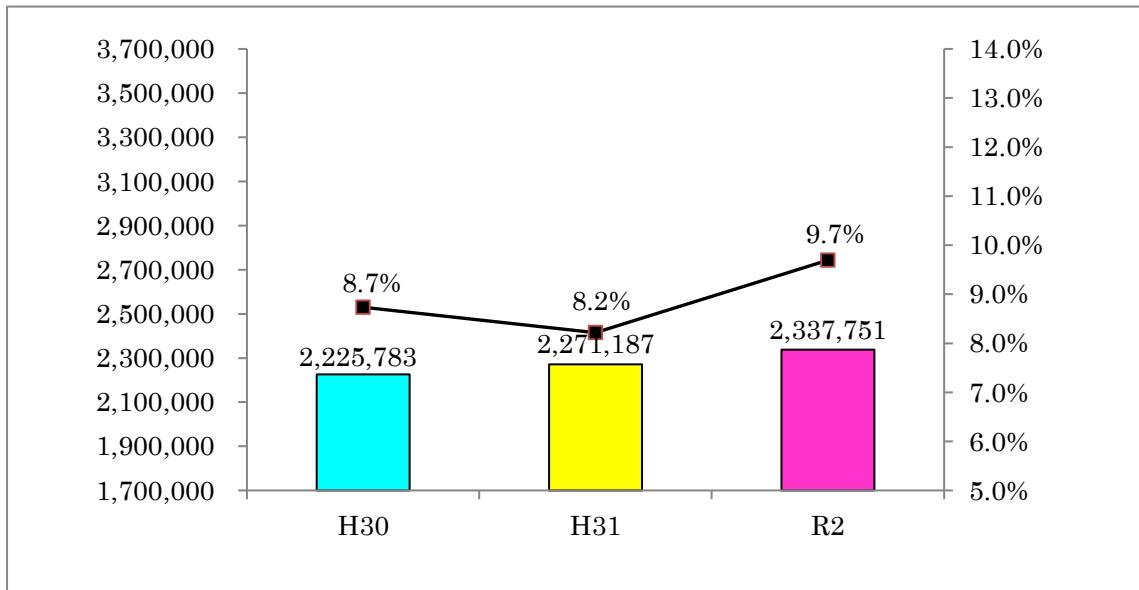
第3章 資料

1 嘉麻市当初予算総額の内訳

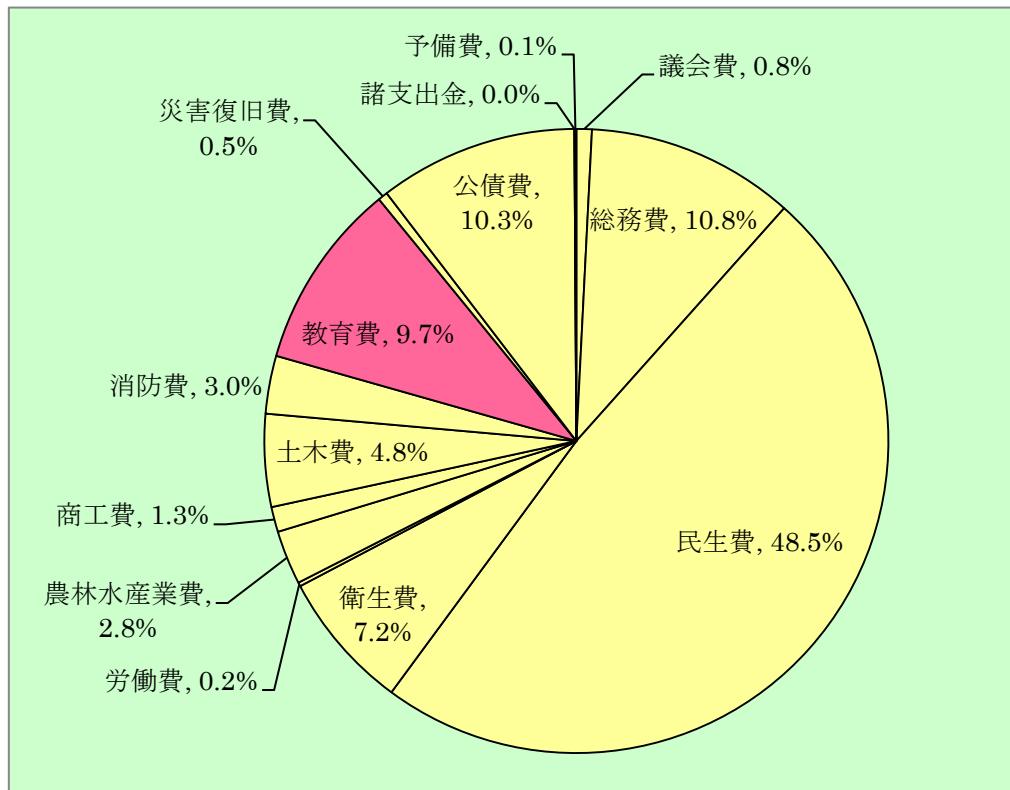
(単位:千円)

歳 出	平成30年度		平成31年度		令和2年度	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
議会費	194,480	0.8%	182,938	0.7%	187,847	0.8%
総務費	4,093,419	16.1%	6,020,381	21.8%	2,580,670	10.8%
民生費	11,648,601	45.7%	12,179,628	44.1%	11,645,568	48.5%
衛生費	1,711,682	6.7%	1,734,638	6.3%	1,724,318	7.2%
労働費	10,235	0.0%	57,411	0.2%	54,756	0.2%
農林水産業費	679,602	2.7%	617,094	2.2%	675,363	2.8%
商工費	254,974	1.0%	259,060	0.9%	297,208	1.3%
土木費	1,458,805	5.7%	1,206,658	4.4%	1,147,377	4.8%
消防費	758,994	3.0%	740,919	2.7%	725,066	3.0%
教育費	2,225,783	8.7%	2,271,187	8.2%	2,337,751	9.7%
災害復旧費	7,140	0.0%	55	0.0%	126,434	0.5%
公債費	2,414,891	9.5%	2,340,399	8.4%	2,478,462	10.3%
諸支出金	1	0.0%	1	0.0%	1	0.0%
予備費	30,000	0.1%	30,000	0.1%	30,000	0.1%
計	25,488,607	100.0%	27,640,369	100.0%	24,010,821	100.0%

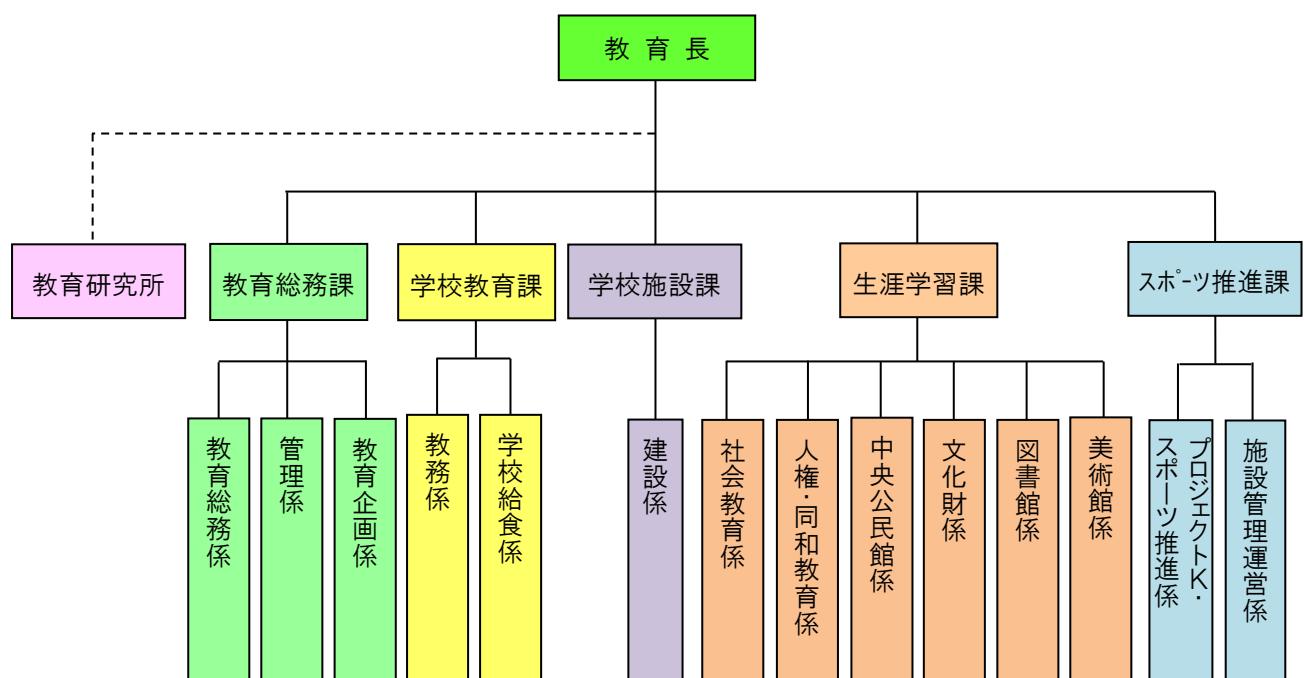
2 教育費の当初予算推移



3 令和2年度嘉麻市当初予算に占める教育予算の割合



4 嘉麻市教育委員会事務局組織図



5 嘉麻市教育委員会事務局分掌事務

教育総務課

教育総務係

- 教育委員会に関すること。 ○教育委員会事務局の事務統括に関すること。 ○教育委員会事務局における総合企画及び調整に関すること。 ○教育委員会公告式に関すること。 ○秘書に関すること。
- 公印の管理に関すること。 ○請願及び陳情に関すること。 ○奨学金に関すること。 ○課の庶務に関すること。 ○他の課の所管に属しないこと。

管理係

- 学校施設の維持管理に関すること。 ○学校教育財産に関すること。 ○学校管理費予算に関すること。 ○嘉穂地区小学校跡地検討委員会の継承に関すること。 ○大隈城山校に関すること。

教育企画係

- 学校建設及び学校施設の整備計画に関すること。 ○学校施設の整備に関すること。 ○義務教育学校開校に関すること。

学校教育課

教務係

- 教職員の任免、分限その他人事に関すること。 ○教職員の人事、服務及び研修等に関すること。
- 学級編成及び教職員の定数配置に関すること。 ○通学対策に関すること。 ○通学区域に関すること。
- 生徒及び児童の就学に関すること。 ○學習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。 ○中学生海外派遣事業に関すること。 ○教科用図書に関すること。 ○評価に関すること。 ○学校医の任免及び給与に関すること。 ○学校保健及び児童生徒に係る災害共済に関すること。 ○教育研究所に関すること。
- 教育相談に関すること。 ○学校人権・同和教育に関すること。 ○学校の安全管理及び安全教育に関すること。 ○就学指導に関すること。 ○就学援助に関すること。 ○学校予算に関すること。 ○市費負担教員の人事給与等に関すること。 ○その他指導に関すること。 ○課の庶務に関すること。

学校給食係

- 学校給食調理員の人事、服務、研修等に関すること。 ○学校給食施設の整備計画に関すること。
- 学校給食施設の維持管理に関すること。 ○学校給食費の調定及び収納に関すること。 ○学校給食に関すること。 ○学校給食の管理運営に関すること。 ○学校給食の予算及び決算に関すること。 ○学

校給食会に関すること。 ○学校給食の衛生管理に関すること。 ○学校給食における地産地消に関すること。 ○学校給食に関する調査、統計及び研究に関すること。 ○学校給食の助言及び指導等に関すること。 ○学校給食センターの維持管理及び運営に関すること。

学校施設課

建設係

○小中一体型校の建設に関すること。

生涯学習課

社会教育係

○生涯学習の推進に関すること。 ○生涯学習の振興のための施策に関すること。 ○社会教育事業の推進及び総合計画に関すること。 ○社会教育施設の維持管理及び運営の統括に関すること。 ○社会教育委員に関すること。 ○社会教育指導員に関すること。 ○地域活動指導員に関すること。 ○社会教育関係団体の振興及び指導に関すること。 ○その他社会教育に関すること。 ○課の庶務に関すること。

人権・同和教育係

○人権・同和教育の企画及び連絡調整に関すること。 ○人権・同和教育指導者の育成に関すること。 ○人権・同和教育の指導、助言及び普及に関すること。 ○人権・同和教育研究会等の開催に関するここと。 ○人権・同和教育に関する資料作成、情報の収集、広報及び調査研究に関すること。 ○人権・同和教育に係る学級、講座の開設及び運営に関すること。 ○人権・同和教育関係団体に関するここと。 ○地域活動指導員(人権・同和教育)に関するここと。 ○その他人権・同和教育に関するここと。

中央公民館係

○公民館の庶務に関するここと。 ○公民館及び分館の運営の総括に関するここと。 ○公民館運営審議会に関するここと。 ○成人式に関するここと。 ○その他公民館事業に関するここと。

文化財係

○文化財保護審議会に関するここと。 ○指定文化財の管理に関するここと。 ○文化財の調査及び研究に関するここと。 ○文化財の整備及び活用に関するここと。 ○文化財愛護思想の普及に関するここと。 ○伝統文化の振興に関するここと。 ○歴史民俗資料館(室)の維持管理及び運営に関するここと。 ○地域資料の収集、整理及び保存に関するここと。 ○地域資料の調査、研究及び刊行物の発行に関するここと。 ○地

域資料の公開及び活用に関すること。 ○開発行為等に伴う文化財事前審査に関すること。

図書館係

○図書館施設の維持管理及び運営に関すること。 ○図書館振興のための施策に関すること。 ○図書館の事業計画及び統計処理等に関すること。 ○公共図書館間の相互協力体制の推進に関すること。 ○図書館サービス体制の充実強化に関すること。 ○図書館の庶務に関すること。 ○図書館運営協議会に関すること。 ○図書館活動関係団体の育成及び支援に関すること。 ○図書館に関する関係各機関との連携に関すること。 ○図書専門職員の資質の向上に関すること。

美術館係

○美術館施設の維持及び管理運営に関すること。 ○美術館運営協議会に関すること。 ○美術資料の収集、保管及び展示に関すること。 ○美術資料の調査、研究及び刊行物の発行に関すること。 ○美術館施設の利用に関すること。 ○美術に関する展覧会、講演会、講習会等の開催及びその奨励に関すること。 ○芸術文化の振興に関すること。 ○その他美術館の設置の目的達成に必要なこと。

スポーツ推進課

プロジェクトK・スポーツ推進係

○プロジェクトKの推進に関すること。 ○体育スポーツの推進に係る総合計画に関すること。 ○スポーツ推進委員に関すること。 ○スポーツ教室、大会等の開催及び支援に関すること。 ○各種スポーツ団体に関すること。 ○各種スポーツクラブの創設・活動支援に関すること。 ○その他スポーツの推進に関すること。

施設管理運営係

○体育施設の維持管理、運営に関すること。 ○体育施設の利用率の向上に関すること。 ○その他体育施設に関すること。 ○公益財団法人嘉麻市文化スポーツ振興公社に関すること。 ○課の庶務に関すること。

6 嘉麻市教育基本条例

平成 22 年 9 月 30 日条例第 16 号

改正

平成 23 年 3 月 25 日条例第 6 号

平成 24 年 3 月 28 日条例第 11 号

平成 27 年 3 月 16 日条例第 8 号

平成 30 年 6 月 26 日条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、嘉麻市の教育に関する基本理念及びその実現に必要な基本的施策に関する事項を明らかにするとともに、教育における家庭、地域住民及び市（議会、市長及び市の全ての執行機関をいう。以下同じ。）の役割を明確にし、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号。以下「基本法」という。）の理念のもと、市における教育の基本を確立し、その振興を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び地域社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な市民の育成を期して行われなければならない。

2 市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

3 家庭、地域住民及び市は、前 2 項に定める基本理念の実現に努めるものとする。

(家庭の役割)

第 3 条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(地域住民の役割)

第 4 条 地域住民は、教育に関する様々な取組に参画するとともに、学校、家庭等との相互の連携及び協力に努めるものとする。

(市の役割及び主要施策)

第 5 条 市は、教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、第 2 条に規定する基本理念に基づき、前項に定める教育に関する施策について、次に掲げる事項を市の主要施策として実施しなければならない。

(1) 少人数指導（1学級を30人以下の児童又は生徒で編成する等の指導形態をいう。）

等による学力向上

(2) 個性又は能力を育成する学校教育の充実

(3) 豊かな人間性及び志をもってたくましく生きる力を培う教育の推進

(4) 生涯学習の実現を目指す社会教育の推進

(5) 体力及び運動能力向上の推進

(6) 人権尊重精神を育成する教育の推進

(7) 市民文化の創造

3 市は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第6条 市長は、前条第2項に規定する主要施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画(以下「教育振興基本計画」という。)を定め、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(実施状況の公表)

第7条 嘉麻市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項に規定する事務の管理及び執行の状況並びに教育振興基本計画に基づく施策の実施状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月25日条例第6号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月16日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月26日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。



<編集・発行>

嘉麻市教育委員会／教育総務課

嘉麻市上臼井446番地1

TEL 0948-62-5723